

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市中央卸売市場業務条例 川崎市中央卸売市場業務条例 目次 第1章 総則（第1条～第5条） 第2章 市場関係事業者 第1節 卸売業者（第6条～<u>第21条</u>） 第2節 仲卸業者（<u>第22条～第30条</u>） 第3節 売買参加者（<u>第31条</u>） 第4節 関連事業者（<u>第32条～第38条</u>） 第3章 売買取引及び決済の方法（<u>第39条～第59条</u>） 第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法（<u>第60条</u>） 第5章 市場施設の使用（<u>第61条～第68条</u>） 第6章 監督（<u>第69条～第71条</u>） 第7章 市場開設運営協議会（<u>第72条～第75条</u>） 第8章 雜則（<u>第76条～第82条</u>） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、川崎市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）<u>第4条第4項</u>に規定する事項、<u>市場関係事業者に関する事項</u>及び施設の使用その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p>	<p>○川崎市中央卸売市場業務条例 川崎市中央卸売市場業務条例 目次 第1章 総則（第1条～第5条） 第2章 市場関係事業者 第1節 卸売業者（第6条～<u>第17条</u>） 第2節 仲卸業者（<u>第18条～第26条</u>） 第3節 売買参加者（<u>第27条～第29条</u>） 第4節 関連事業者（<u>第30条～第36条</u>） 第3章 売買取引及び決済の方法（<u>第37条～第65条</u>） <u>第3章の2</u> 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法（<u>第65条の2</u>） 第4章 市場施設の使用（<u>第66条～第73条</u>） 第5章 監督（<u>第74条～第76条</u>） 第6章 市場開設運営協議会（<u>第77条～第80条</u>） 第7章 雜則（<u>第81条～第87条</u>） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、川崎市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）<u>第9条第2項</u>に規定する事項及び施設の使用その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p>

改正後	改正前												
(市場の名称、位置及び面積)	(市場の名称、位置及び面積)												
第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。	第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">名称</td><td style="padding: 2px;">川崎市中央卸売市場北部市場</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">位置</td><td style="padding: 2px;">川崎市宮前区水沢1丁目1番1号</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">面積</td><td style="padding: 2px;">168,587平方メートル</td></tr> </table>	名称	川崎市中央卸売市場北部市場	位置	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	面積	168,587平方メートル	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">名称</td><td style="padding: 2px;">川崎市中央卸売市場北部市場</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">位置</td><td style="padding: 2px;">川崎市宮前区水沢1丁目1番1号</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">面積</td><td style="padding: 2px;">168,587平方メートル</td></tr> </table>	名称	川崎市中央卸売市場北部市場	位置	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	面積	168,587平方メートル
名称	川崎市中央卸売市場北部市場												
位置	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号												
面積	168,587平方メートル												
名称	川崎市中央卸売市場北部市場												
位置	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号												
面積	168,587平方メートル												
(取扱品目)	(取扱品目)												
第3条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定める物品とする。	第3条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定める物品とする。												
(1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに冷凍食品その他規則で定める加工食料品	(1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに冷凍食品その他規則で定める加工食料品												
(2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに冷凍食品その他規則で定める加工食料品	(2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに冷凍食品その他規則で定める加工食料品												
(3) 花き部 花き	(3) 花き部 花き												
2 取扱物品の属する部類について疑いがあるときは、市長が決定する。	2 取扱物品の属する部類について疑いがあるときは、市長が決定する。												
(開場の期日)	(開場の期日)												
第4条 市場は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、3日、4日及び12月31日（以下「休日」と総称する。）を除き、毎日開場するものとする。	第4条 市場は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、3日、4日及び12月31日（以下「休日」と総称する。）を除き、毎日開場するものとする。												
2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場すること又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。	2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場すること又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。												
3 市長は、前項の規定により休日に開場すること又は休日以外の日に開場しないこととする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮してするものとする。	3 市長は、前項の規定により休日に開場すること又は休日以外の日に開場しないこととする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮してするものとする。												
(開場の時間)	(開場の時間)												
第5条 市場の開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認	第5条 市場の開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認												

改正後	改正前
<p>めるとときは、これを臨時に変更することができる。</p>	<p>めるとときは、これを臨時に変更することができる。</p>
<p>2 卸売業者（第7条第1項の規定により市長の許可を受けた法第2条第4項に規定する卸売業者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。</p>	<p>2 卸売業者（法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。</p>
<p>第2章 市場関係事業者</p>	<p>第2章 市場関係事業者</p>
<p>　　第1節 卸売業者</p>	<p>　　第1節 卸売業者</p>
<p>　　（卸売業者の数の最高限度）</p>	<p>　　（卸売業者の数の最高限度）</p>
<p>第6条 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第6条 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>（1）青果部 2 （2）水産物部 2 （3）花き部 1</p> <p>（卸売の業務の許可等）</p>	<p>（1）青果部 2 （2）水産物部 2 （3）花き部 1</p>
<p>第7条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>2 前項の許可是、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。</p>	
<p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>	
<p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p>	
<p>　　（1）申請者が法人でないとき。</p>	
<p>　　（2）申請者が第15条第1項若しくは第2項又は第71条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p>	
<p>　　（3）申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p>	
<p>　　ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>	
<p>　　イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はそ</p>	

改正後	改正前
<p>の刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 第15条第1項若しくは第2項又は第71条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき次条第1項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の取扱品目の部類について第1項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあっては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について次条第1項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回っているとき。</p> <p>(6) その許可をすることによって卸売業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p> <p>5 前項第5号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、規則で定めるところにより計算するものとする。</p> <p>6 第1項の許可を受けた者は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。 (純資産額)</p>	
<p>第8条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、業務の規模その他の事情を考慮して、市長が定める。</p> <p>2 市長は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が2以上ある場合にあっては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）</p>	(新設)

改正後	改正前
<u>を下回っていることが明らかとなったときは、当該卸売業者に対し、卸売の業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。</u>	
3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から規則で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となった旨の申出があった場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。	
4 市長は、第2項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があつても市長がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に2以上の申出があつたときは、その申出のすべてについて市長が相当と認めることができないとき）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る前条第1項の許可を取り消さなければならない。	
5 前条第5項の規定は、第2項及び第3項の純資産額について準用する。 (純資産額の報告等)	(新設)
第9条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎年2回、その純資産額を市長に報告しなければならない。	
2 卸売業者は、その純資産額が前条第2項の規定に定められた純資産基準額を下回った場合又は第70条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合で市長が必要と認めた場合は、規則で定める残高試算表を提出しなければならない。	
3 第7条第5項の規定は、前2項の純資産額について準用する。 (保証金の預託)	(保証金の預託) 第7条 卸売業者は、農林水産大臣から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。
第10条 卸売業者は、市長から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。	2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。
2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。 (保証金の額)	(保証金の額) 第8条 卸売業者の預託すべき前条第1項の保証金の額は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに、次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。
第11条 卸売業者の預託すべき前条第1項の保証金の額は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに、次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。	

改正後		改正前	
部類	保証金の額	部類	保証金の額
青果部	1,200,000円以上16,000,000円以下	青果部	1,200,000円以上16,000,000円以下
水産物部	1,200,000円以上24,000,000円以下	水産物部	1,200,000円以上24,000,000円以下
花き部	1,200,000円以上12,000,000円以下	花き部	1,200,000円以上12,000,000円以下
2 前条第1項の規定により預託された現金には、利子を付さない。		2 前条第1項の規定により預託された現金には、利子を付さない。	
3 前条第1項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。		3 前条第1項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。	
(1) 国債証券		(1) 国債証券	
(2) 地方債証券		(2) 地方債証券	
(3) 日本銀行が発行する出資証券		(3) 日本銀行が発行する出資証券	
(4) 特別の法律により法人が発行する債券		(4) 特別の法律により法人が発行する債券	
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適當と認める有価証券		(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適當と認める有価証券	
4 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額以下において、規則で定める額とする。		4 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額以下において、規則で定める額とする。	
(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券 額面金額に相当する額		(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券 額面金額に相当する額	
(2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（前号に掲げる債券を除く。） 額面金額の100分の90に相当する額		(2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（前号に掲げる債券を除く。） 額面金額の100分の90に相当する額	
(3) 前項第5号に掲げる有価証券 時価の100分の80に相当する額 (保証金の追加預託)		(3) 前項第5号に掲げる有価証券 時価の100分の80に相当する額 (保証金の追加預託)	
第12条 保証金について、差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。		第9条 保証金について、差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。	
2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行なうことができない。		2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行なうことができない。	

改正後	改正前
<p>3 第1項の規定による預託については、前条<u>第2項から第4項までの規定</u>を準用する。 (保証金の充当)</p> <p>第13条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して本市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。</p> <p>2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した<u>第10条第1項の保証金</u>について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有するものとする。 (保証金の返還)</p> <p>第14条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。 (卸売の業務の許可の取消し)</p> <p>第15条 市長は、卸売業者が第7条第4項第3号に該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正当な理由がなく第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、<u>第11条第1項の保証金を預託しないとき。</u> (2) 正当な理由がなく第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して3月以内に、<u>その業務を開始しないとき。</u> (3) 正当な理由がなく引き続き1月以上その業務を休止したとき。 (4) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。 (卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) <p>第16条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。</p>	<p>3 第1項の規定による預託については、前条<u>第2項、第3項及び第4項の規定</u>を準用する。 (保証金の充当)</p> <p>第10条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して本市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。</p> <p>2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した<u>第7条第1項の保証金</u>について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有するものとする。 (保証金の返還)</p> <p>第11条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。	
3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定める認可申請書を市長に提出しなければならない。	
4 第7条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第16条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。	
5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が使用の指定を受けていた施設の使用を認められたものであると解してはならない。 (名称変更等の届出)	
第17条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 (1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。 (2) 名称又は住所を変更したとき。 (3) 商号を変更したとき。 (4) 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。 (事業報告書の提出等)	(新設)
第18条 卸売業者は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第7条第1項の規定により事業報告書を作成し、市長	(新設)

改正後	改正前
<u>に提出しなければならない。</u>	
2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として省令第7条第3項に定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならぬ。	
(せり人の名簿の提出等)	
第19条 卸売業者は、規則で定めるところにより、せり人の名簿を作成し、市長に提出しなければならない。当該名簿に記載した事項に変更が生じた場合も同様とする。	(せり人の登録) 第12条 卸売業者が市場において行なう卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行なう登録を受けている者でなければならない。
(削除)	2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定める登録申請書を市長に提出しなければならない。
2 市長は、前項の規定によりせり人の名簿の提出があったときは、必要に応じ、当該卸売業者に対して、規則で定めるせり人章を交付し、又はその返還を求めるものとする。	3 市長は、第1項の登録の申請があった場合は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して60日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、すみやかにその旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し、規則で定める登録証及びせり人章を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号
(削除)	4 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号の一に該当するとき、又は登録申請書に偽りの記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。
(削除)	(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
(削除)	(2) 禁こ以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
(削除)	(3) 第14条又は第76条第6項の規定による登録の取消しを受け、その取

改正後	改正前
(削除)	<p><u>消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</u></p>
	<p>(4) <u>仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。</u></p>
	<p>(5) <u>せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。</u></p>
	<p>5 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定のため、規則で定める試験を行なうものとする。</p>
	<p>6 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とす</p>
	<p>る。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。</p>
	<p>(1) <u>初めて登録を受ける者</u></p>
	<p>(2) <u>第14条又は第76条第6項の規定により取消しを受けた者で、当該取消し後の最初の登録を受けるもの</u></p>
	<p>(3) <u>第76条第6項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の登録を受ける者</u></p>
	<p><u>(せり人の登録の更新)</u></p>
	<p>第13条 卸売業者は、前条第1項の登録を受けたせり人に、その有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行なわせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。</p>
	<p>2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に、規則で定める登録更新申請書を市長に提出しなければならない。</p>
	<p>3 前条第4項（第3号を除く。）及び第5項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。</p>
	<p><u>(せり人の登録の取消し)</u></p>
	<p>第14条 市長は、せり人が第12条第4項第1号、第2号若しくは第4号の一</p>
	<p>に該当することとなったとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。</p>

改正後	改正前
(削除)	<u>(せり人の登録の消除)</u>
	<p>第15条 市長は、せり人が次の各号の一に該当するときは、その登録を消除するものとする。</p> <p>(1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。</p> <p>(2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。</p> <p>(3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかったとき。</p> <p>(4) 第76条第6項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。</p>
	<p>2 前項の規定により登録の消除を受けたせり人は、すみやかに登録証及びせり人章を市長に返還しなければならない。</p>
(せり人章の着用)	<p><u>(登録証等の携帯)</u></p>
第20条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、せり人章を着用しなければならない。	第16条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、 <u>登録証を携帯するとともに</u> せり人章を着用しなければならない。
(卸売業者の行う卸売の代行)	(卸売業者の行なう卸売の代行)
第21条 卸売業者は、市場の効率的な流通及び卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該卸売業者に卸売のための販売の委託をした生産者その他の出荷者に卸売を代行させることができる。	第17条 卸売業者は、市場の効率的な流通及び卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該卸売業者に卸売のための販売の委託をした生産者その他の出荷者に卸売を代行させることができる。
第2節 仲卸業者	第2節 仲卸業者
(仲卸業者の数の最高限度)	(仲卸業者の数の最高限度)
第22条 仲卸業者（次条第1項の規定により市長の許可を受けた、法第2条第5項に規定する仲卸業者をいう。以下同じ。）の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	第18条 仲卸業者（次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務（市長が市場内に設置する店舗において卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 青果部 36	(1) 青果部 36
(2) 水産物部 80	(2) 水産物部 80
(3) 花き部 2	(3) 花き部 2
(仲卸しの業務の許可等)	<u>(仲卸業務の許可)</u>

改正後	改正前
<p>第23条 <u>市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の許可は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u>であるとき。 (2) 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 申請者が<u>第26条第1項</u>若しくは<u>第2項</u>又は<u>第71条第2項</u>の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (4) 申請者が仲卸しの業務を<u>適確に遂行するため</u>に必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 (5) 申請者が卸売業者又はその役員若しくは使用者であるとき。 (6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで又は第5号のいずれかに該当する者があるとき。 (7) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。 <p>5 第1項の許可を受けた者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。</p> <p>(保証金の預託)</p>	<p>第19条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の許可は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>申請者が破産者で復権を得ないもの</u>であるとき。 (2) 申請者が<u>禁錮(二)</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 申請者が<u>第22条第1項</u>若しくは<u>第2項</u>又は<u>第76条第2項</u>の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。 (4) 申請者が仲卸しの業務を<u>的確に遂行するのに</u>必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 (5) 申請者が卸売業者又はその役員若しくは使用者であるとき。 (6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで又は第5号のいずれかに該当する者があるとき。 (7) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。 <p>(新設)</p>
<p>第24条 仲卸業者は、市長から<u>仲卸しの業務の許可</u>を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p>	<p>第20条 仲卸業者は、市長から<u>前条第1項の許可の通知</u>を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、<u>仲卸しの業務</u>を開始してはならない。 (保証金の額等)</p> <p>第25条 仲卸業者の預託すべき前条第1項の保証金の額は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに<u>第67条</u>第1項に規定する市場使用料の月額の6倍以内において規則で定める。</p> <p>2 <u>第11条</u>第2項から第4項まで、<u>第12条</u>、<u>第13条</u>第1項及び<u>第14条</u>の規定は、前条第1項の保証金について準用する。 (仲卸しの業務の許可の取消し)</p>	<p>2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、<u>その業務</u>を開始してはならない。 (保証金の額等)</p> <p>第21条 仲卸業者の預託すべき前条第1項の保証金の額は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに<u>第72条</u>第1項に規定する市場使用料の月額の6倍以内において規則で定める。</p> <p>2 <u>第8条</u>第2項から第4項まで、<u>第9条</u>、<u>第10条</u>第1項及び<u>第11条</u>の規定は、前条第1項の保証金について準用する。 (仲卸業務の許可の取消し)</p>
<p>第26条 市長は、仲卸業者が<u>第23条</u>第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号の<u>いずれか</u>に該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正当な理由がなく<u>第23条</u>第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、<u>第24条</u>第1項の保証金を預託しないとき。 (2) 正当な理由がなく<u>第23条</u>第1項の許可の通知を受けた日から起算して<u>3月</u>以内に、その業務を開始しないとき。 (3) 正当な理由がなく引き続き1月以上その業務を休止したとき。 (4) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。 (仲卸業者の営業等の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) 	<p>第22条 市長は、仲卸業者が<u>第19条</u>第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号の<u>一</u>に該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正当な理由がなく<u>第19条</u>第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、<u>第20条</u>第1項の保証金を預託しないとき。 (2) 正当な理由がなく<u>第19条</u>第1項の許可の通知を受けた日から起算して<u>1月</u>以内に、その業務を開始しないとき。 (3) 正当な理由がなく引き続き1月以上その業務を休止したとき。 (4) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。 (仲卸業者の営業等の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)
<p>第27条 仲卸業者が営業又は事業（市場における<u>仲卸しの業務</u>に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合</p>	<p>第23条 仲卸業者が営業又は事業（市場における<u>仲卸の業務</u>に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合</p>

改正後	改正前
(市場における <u>仲卸し</u> の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。	(市場における <u>仲卸</u> の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。
3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定める認可申請書を市長に提出しなければならない。	3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定める認可申請書を市長に提出しなければならない。
4 <u>第23条第4項</u> の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、 <u>同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第27条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における<u>仲卸し</u>の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。</u>	4 <u>第19条第4項</u> の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、 <u>第19条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第23条第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における<u>仲卸</u>の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。</u>
5 第1項又は第2項の規定による仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が使用の指定を受けていた施設の使用を認められたものであると解してはならない。	5 第1項又は第2項の規定による仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が使用指定を受けていた施設の使用を認められたものであると解してはならない。
(仲卸しの業務の相続)	(仲卸の業務の相続)
第28条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における <u>仲卸し</u> の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の <u>行って</u> いた市場における <u>仲卸し</u> の業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。	第24条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における <u>仲卸</u> の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の <u>行なつて</u> いた市場における <u>仲卸</u> の業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。
2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。	2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。
3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした <u>第23条第1項</u> の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。	3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした <u>第19条第1項</u> の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

改正後	改正前
4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定める認可申請書を市長に提出しなければならない。	4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定める認可申請書を市長に提出しなければならない。
5 <u>第23条</u> 第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、 <u>同条</u> 第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「 <u>第28条</u> 第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。	5 <u>第19条</u> 第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、 <u>第19条</u> 第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「 <u>第24条</u> 第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。
6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。	6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。
7 前項の規定による仲卸業者の地位の承継については、被相続人が使用 <u>の</u> 指定を受けていた施設の使用を認められたものであると解してはならない。	7 前項の規定による仲卸業者の地位の承継については、被相続人が使用指定を受けていた施設の使用を認められたものであると解してはならない。
(名称変更等の届出)	(名称変更等の届出)
第29条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。	第25条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。	(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。
(2) 氏名 <u>若しくは</u> 名称又は住所を変更したとき。	(2) 氏名 <u>又は</u> 名称及び住所を変更したとき。
(3) 商号を変更したとき。	(3) 商号を変更したとき。
(4) 法人である場合にあっては、資本金 <u>若しくは</u> 出資の額又は役員を変更したとき。	(4) 法人である場合にあっては、資本金 <u>又は</u> 出資の額及び役員を変更したとき。
2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。	2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
(営業報告書の提出)	(営業報告書の提出)
第30条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した営業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。	第26条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した営業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。
(1) 法人である仲卸業者にあっては毎事業年度の末日	(1) 法人である仲卸業者にあっては毎事業年度の末日
(2) 個人である仲卸業者にあっては毎年12月31日	(2) 個人である仲卸業者にあっては毎年12月31日
第3節 売買参加者	第3節 売買参加者
(売買参加者の届出)	(売買参加者の承認)

改正後	改正前
第31条 卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。	第27条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。
2 売買参加者（前項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による届出の記載事項を変更し、又は卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。	2 前項の承認は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。
(削除)	3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定める承認申請書を市長に提出しなければならない。
(削除)	4 市長は、第1項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。 (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 第29条又は第76条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。 (3) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 (4) 第1項の承認の申請に係る取扱品目の部類に属する卸売業者若しくはその役員若しくは使用人又は仲卸業者若しくはその役員若しくは使用人であるとき。 (5) 法人であつてその業務を執行する役員のうちに第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当する者があるとき。 (名称変更等の届出)
(削除)	第28条 前条第1項の承認を受けた者（以下「売買参加者」という。）は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所を変更したとき。 (2) 商号を変更したとき。 (3) 法人である場合にあっては代表者を変更したとき。 (4) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。 2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又

改正後	改正前
(削除)	は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 (売買参加者の承認の取消し)
<p>第4節 関連事業者 (関連事業者の許可)</p> <p><u>第32条</u> 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出入人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。</p>	<p><u>第29条</u> 市長は、売買参加者が第27条第4項第1号、第4号若しくは第5号の一に該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p>
<p>(1) 第3条第1項各号の取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>(2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>2 前項の許可を受けて市場内において営業しようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。 (許可の基準)</p> <p><u>第33条</u> 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上（この）刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 第36条第1項及び第3項又は第71条第4項の規定による許可の取消</p>	<p>第4節 関連事業者 (関連事業者の許可)</p> <p><u>第30条</u> 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出入人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。</p> <p>(1) 第3条第1項各号の取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>(2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>2 前項の許可を受けて市場内において営業しようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。 (許可の基準)</p> <p><u>第31条</u> 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 禁錮（この）以上（の）刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 第34条第1項及び第3項又は第76条第4項の規定による許可の取消</p>

改正後	改正前
<p>しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 業務を適確に遂行する<u>ために</u>必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 法人であってその業務を執行する役員のうちに<u>第1号から第3号までの</u>いづれかに該当する者があるとき。</p>	<p>しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 業務を適確に遂行する<u>のに</u>必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 法人であってその業務を執行する役員のうちに<u>第1号、第2号及び第3号の一</u>に該当する者があるとき。</p>
<p>2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号の<u>いづれか</u>に該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u>であるとき。</p> <p>(2) <u>第36条第2項及び第3項又は第71条第4項</u>の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 業務を適確に遂行する<u>ために</u>必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(4) 法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号及び第2号の<u>いづれか</u>に該当する者があるとき。</p>	<p>2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) <u>破産者で復権を得ないもの</u>であるとき。</p> <p>(2) <u>第34条第2項及び第3項又は第76条第4項</u>の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 業務を適確に遂行する<u>のに</u>必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(4) 法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号及び第2号の<u>一</u>に該当する者があるとき。</p>
<p>（保証金の預託）</p> <p><u>第34条 第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者</u>（以下「関連事業者」と総称する。）は、<u>第32条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p>	<p>（保証金の預託）</p> <p><u>第32条 第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者</u>（以下「関連事業者」と総称する。）は、<u>第30条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p>
<p>2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。</p> <p>（保証金の額等）</p> <p><u>第35条 関連事業者の預託すべき前条第1項の保証金の額は、第67条第1項</u>に規定する市場使用料の月額の6倍以内において規則で定める。</p>	<p>（保証金の額等）</p> <p><u>第33条 関連事業者の預託すべき前条第1項の保証金の額は、第72条第1項</u>に規定する市場使用料の月額の6倍以内において規則で定める。</p>
<p>2 <u>第11条第2項から第4項まで、第12条、第13条第1項及び第14条</u>の規定は、前条第1項の保証金について準用する。</p> <p>（許可の取消し）</p> <p><u>第36条 市長は、第1種関連事業の許可を受けた者が第33条第1項第1号、</u></p>	<p>2 <u>第8条第2項から第4項まで、第9条、第10条第1項及び第11条</u>の規定は、前条第1項の保証金について準用する。</p> <p>（許可の取消し）</p> <p><u>第34条 市長は、第1種関連事業の許可を受けた者が第31条第1項第1号、</u></p>

改正後	改正前
<p>第2号若しくは第5号の<u>いずれかに</u>該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行する<u>ために</u>必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が<u>第33条第2項第1号</u>若しくは<u>第4号のいずれかに</u>該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行する<u>ために</u>必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>3 市長は、関連事業者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正当な理由がなく<u>第32条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、<u>第34条第1項</u>の保証金を預託しないとき。 (2) 正当な理由がなく<u>第32条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して<u>3月</u>以内に、その業務を開始しないとき。 (3) 正当な理由がなく引き続き1月以上その業務を休止したとき。 (4) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。 <p>(関連事業の規制)</p> <p><u>第37条</u> 市長は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等をすることができる。</p> <p>(準用規定)</p> <p><u>第38条</u> <u>第27条から第30条まで及び第51条第3項</u>の規定は、関連事業者について準用する。</p> <p style="padding-left: 2em;">第3章 売買取引及び決済の方法</p> <p style="padding-left: 2em;">(売買取引の原則)</p> <p><u>第39条</u> <u>卸売業者、仲卸業者</u>その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならぬ。</p>	<p>第2号若しくは第5号の<u>一に</u>該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行する<u>のに</u>必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が<u>第31条第2項第1号</u>若しくは<u>第4号の一に</u>該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行する<u>のに</u>必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>3 市長は、関連事業者が次の各号の<u>一に</u>該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正当な理由がなく<u>第30条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、<u>第32条第1項</u>の保証金を預託しないとき。 (2) 正当な理由がなく<u>第30条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して<u>1月</u>以内に、その業務を開始しないとき。 (3) 正当な理由がなく引き続き1月以上その業務を休止したとき。 (4) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。 <p>(関連事業の規制)</p> <p><u>第35条</u> 市長は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等をすることができる。</p> <p>(準用規定)</p> <p><u>第36条</u> <u>第23条から第26条まで及び第56条第3項</u>の規定は、関連事業者について準用する。</p> <p style="padding-left: 2em;">第3章 売買取引及び決済の方法</p> <p style="padding-left: 2em;">(売買取引の原則)</p> <p><u>第37条</u> 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。</p>
	第38～40条は便宜的に下に移動

改正後	改正前
(差別的取扱いの禁止)	(差別的取扱いの禁止等)
第40条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。	(新設)
2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。 (売買取引の方法)	第41条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。 (売買取引の方法)
第41条 卸売業者は、市場において行う卸売については、 <u>せり売若しくは入札の方法又は相対取引（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行うことをいう。以下同じ。）</u> の方法によらなければならない。 (削除) (削除)	第38条 卸売業者は、市場において行う卸売については、 <u>次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならぬ。</u> (1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法 (2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行うことをいう。以下同じ。）の方法 (3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法 2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあっては、同号の規則で定める割合に相当する部分に限る。）については、次に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適当であると認めて承認したときは、同項の規定にかかわらず、相対取引の方法によることができる。 (1) 災害が発生した場合 (2) 入荷が遅延した場合 (3) 卸売の相手方が少数である場合 (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合 (5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結
(削除) (削除)	

改正後	改正前
(削除)	<p><u>した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合</u></p> <p>(6) <u>緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合</u></p> <p>(7) <u>第42条第1項ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合</u></p>
(削除)	<p>3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合</p> <p>(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合</p>
(削除)	<p>4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするとときは、川崎市中央卸売市場開設運営協議会の意見を聴くとともに、その数値を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。</p>
(削除)	<p>5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、売買取引の方法の設定又は変更をしようとするときは、その売買取引の方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。</p>
(削除)	<p>6 第2項の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 相対取引の方法により卸売をしようとする物品の品目、産地及び数量</p> <p>(3) せり売又は入札の方法によることが著しく不適当である理由 (受託物品の即日上場)</p>
(削除)	<p>第39条 卸売業者は、上場できる時までに受領した受託物品をその当日に販売しなければならない。ただし、委託者の指図がある場合は、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<u>(売買取引の条件の公表)</u> <u>第42条 卸売業者は、省令第5条各号に掲げる取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</u>	(新設)
<u>(受託拒否の禁止)</u> <u>第43条 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、省令第6条に規定する正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。</u>	(分割) 改正前第41条第2項 2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、 <u>その申込みが第48条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないこと</u> <u>その他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</u>
(削除)	(卸売業者の業務の規制) 第40条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内において、法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合及び法第58条第1項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 (1) 申請者の名称 (2) 業務の内容 (3) 業務を営む理由 (4) 業務開始の予定年月日 (5) 事業計画 2 前項の承認を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定める変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 3 市長は、前2項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるとときは、前2項の承認をしてはならない。 4 市長は、第1項又は第2項の承認をしようとするときは、川崎市中央卸

改正後	改正前
(削除)	<p>売市場開設運営協議会の意見を聴かなければならない。この場合において、川崎市中央卸売市場開設運営協議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第42条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。</p> <p>ア 市場における入荷量が著しく多いとき、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがあるとき。</p> <p>イ 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じたとき。</p> <p>ウ 開設区域内の他の市場の入荷量を調整するため当該他の市場の卸売業者に対して卸売をするとき。</p> <p>エ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては、当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をするとき。</p> <p>(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間において、あらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上</p>

改正後	改正前
	<p><u>限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</u></p> <p><u>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出し、川崎市中央卸売市場開設運営協議会の審議を経て当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</u></p> <p><u>(ア) 申請者の名称</u></p> <p><u>(イ) 連携に関する契約の相手方の市場名及び卸売業者の名称</u></p> <p><u>(ウ) 他の市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(エ) 卸売の対象となる生鮮食料品等の品目</u></p> <p><u>(オ) 卸売の数量の上限</u></p> <p><u>(カ) 実施期間</u></p> <p><u>(キ) 入荷量が著しく減少した場合の措置</u></p> <p><u>(ク) 卸売をしなければならない理由</u></p> <p><u>(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間において、あらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</u></p> <p><u>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。</u></p> <p><u>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び次に掲げる事項を記載し</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>た承認申請書を市長に提出し、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</u></p> <p>(ア) <u>申請者の名称</u> <u>(イ) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所</u> <u>(ウ) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所</u> <u>(エ) 卸売の対象となる生鮮食料品等の品目</u> <u>(オ) 卸売の数量の上限</u> <u>(カ) 実施期間</u> <u>(キ) 国内産農林水産物を利用した新商品の内容</u> <u>(ク) 卸売をしなければならない理由</u></p>
	<p>2 前項第1号の許可を受けようとする卸売業者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>
	<p>3 第1項第2号イ又は第3号イの承認を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定める変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>
	<p>4 第1項第1号の許可を受けた卸売業者は、その許可に係る物品の卸売をしたときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p>
	<p>5 第1項第2号イ又は第3号イの承認を受けた卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、その承認に係る品目の卸売数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。</p>
(削除)	<p>第43条 削除</p> <p>第44条 削除 <u>(市場外にある物品の卸売の禁止)</u></p>
	<p>第45条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>開設区域内において市長が指定する場所（法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。）にある物品の卸売をすると</u></p>

改正後	改正前
	<u>き。</u>
	(2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。）の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。
	(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により別表第4に掲げる生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であって、市長があらかじめ川崎市中央卸売市場開設運営協議会の意見を聴いて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて承認したとき。
	2 前項第1号の指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置並びにその場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければならない。
	(1) 申出者の名称 (2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称 (3) その場所に置く物品の種類
	3 第1項第1号の指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
	4 第1項第2号の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、第2項に掲げる事項を記載した承認申請書に、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。
	5 第1項第3号の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければな

改正後	改正前
(削除)	<u>らない。</u>
	(1) 申請者の名称
	(2) 取引の対象となる生鮮食料品等の品目
	(3) 取引方法
	(4) 卸売の数量の上限
	(5) 卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項
	(6) 実施期間
	(7) 取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称
	(8) 市長が取引の内容の閲覧を行う際の方法
	(9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由
	6 前項の承認を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定める変更
	承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
	7 第1項第3号の承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たし
	ている場合に行うものとする。
	(1) 当該取引に参加する機会が、仲卸業者及び売買参加者に与えられる
	こと。
	(2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、 卸売の数量、等階級、荷姿、量目等の情報が提供されていることが確実 であること。
	(3) 当該取引に係る物品の引渡方法が定められていることが確実である こと。
	(4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に 定められていること。
	(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。 (卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)
	第46条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、法第15条第1項の許 可を受けて卸売の業務を行なう市場においてその許可に係る取扱品目の部 類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けては

改正後	改正前
(削除)	<p><u>ならない。</u></p> <p><u>(卸売業者の買受物品等の制限)</u></p> <p><u>第46条の2 卸売業者は、市場において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を受け、又は買い受けてはならない。</u></p> <p><u>(委託手数料以外の報償の收受の禁止)</u></p>
(削除)	<p><u>第47条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第60条第1項に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。</u></p>
(受託契約約款)	<p><u>(受託契約約款)</u></p> <p><u>第48条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない。</u></p>
(削除)	<p><u>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、法第15条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に当該受託契約約款を添えて、規則で定める承認申請書を市長に提出しなければならない。</u></p>
2 前項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。 (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項 (2) 受託物品の保管に関する事項 (3) 受託物品の手入れ等に関する事項 (4) 受信場所に関する事項 (5) 送り状又は発送案内に関する事項 (6) 受託物品の上場に関する事項 (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項 (8) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項 (9) 委託手数料の率に関する事項	<p><u>3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項</u> <u>(2) 受託物品の保管に関する事項</u> <u>(3) 受託物品の手入れ等に関する事項</u> <u>(4) 受信場所に関する事項</u> <u>(5) 送り状又は発送案内に関する事項</u> <u>(6) 受託物品の上場に関する事項</u> <u>(7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項</u> <u>(8) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項</u> <u>(9) 委託手数料の率に関する事項</u></p>

改正後	改正前
(10) 委託者の負担すべき費用に関する事項 (11) 仕切りに関する事項 (12) <u>第48条第3項又は第76条の規定に関する事項</u> (13) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項 (削除)	(10) 委託者の負担すべき費用に関する事項 (11) 仕切りに関する事項 (12) <u>第42条第1項ただし書、第51条第3項又は第81条の規定に関する事項</u> (13) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項
(受託契約約款の掲示) 第45条 卸売業者は、前条第1項の規定により届け出た受託契約約款を卸売場又は市場内の自己の事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。	4 前項に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定める変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 (受託契約約款の掲示)
(販売前における受託物品の検収) 第46条 卸売業者は、受託物品（市場外で引渡しをする受託物品を除く。以下この項において同じ。）の受領に当たっては検収を確實に行い、受託物品の種類、数量、等級等について異状を認めたときは、 <u>その旨</u> を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領について委託者又はその代理人の立会いの下にその了承を得られたときは、この限りでない。	第48条の2 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場又は市場内の自己の事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。 (販売前における受託物品の検収)
2 <u>市場外で引渡しをする受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確實に行い、当該物品の受託物品の種類、数量、等級等について異状を認めたときは、<u>その旨</u>を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領について委託者又はその代理人の立会いの下にその了承を得られたときは、この限りでない。</u> (削除)	第49条 卸売業者は、受託物品（第45条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品（以下この条において「電子商取引に係る受託物品」という。）を除く。）の受領に当たっては検収を確實に行い、受託物品の種類、数量、等階級等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領について委託者又はその代理人の立会いの下にその了承を得られたときは、この限りでない。 2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確實に行い、当該物品の受託物品の種類、数量、等階級等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。 3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場

改正後	改正前
<p>(販売原票の作成)</p> <p>第47条 卸売業者は、物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票を作成しなければならない。</p>	<p><u>合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。</u></p>
<p>2 前項の販売原票には、品名、産地、出荷者、等級、数量、単価及び買受けの相手方を正確に記録しなければならない。</p>	<p>(販売原票の作成)</p> <p>第50条 卸売業者は、物品を卸売したときは、直ちに販売原票を作成しなければならない。</p>
<p>(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第48条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</p>	<p>2 前項の販売原票には、品名、産地、出荷者、等級、数量、単価及び買受けの相手方を正確に記録しなければならない。</p>
<p>(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第48条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を、速やかに引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）にあっては、100分の108）を乗じたものをいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p>	<p>(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第51条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を、速やかに引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）にあっては、100分の108）を乗じたものをいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第52条は便宜的に下に移動</p>
<p>(仲卸業者の業務の規制)</p>	<p>第53条 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類</p>
	<p>に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸の業務としてする場合を除き、規則で定めるところにより、次に掲げる</p>

改正後	改正前
	<u>事項を記載した承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければなら ない。</u>
	<p>(1) <u>申請者の氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>業務の内容</u></p> <p>(3) <u>業務を営む理由</u></p> <p>(4) <u>業務開始の予定年月日</u></p> <p>(5) <u>事業計画</u></p>
	<p>2 前項の承認を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定める変更 <u>承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p>
	<p>3 市長は、前2項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る販 <u>売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認める</u> <u>ときは、前2項の承認をしてはならない。</u></p>
	<p>4 市長は、第1項又は第2項の承認をしようとするときは、川崎市中央卸 <u>売市場開設運営協議会の意見を聴かなければならない。</u>この場合において、 川崎市中央卸売市場開設運営協議会は、委員の少数意見にも十分配慮する <u>ものとする。</u></p>
(売買取引の制限)	(売買取引の制限)
<p>第49条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号の<u>いず れか</u>に該当するときは、市長は、その売買の差止め又はせり直し若しくは 再入札を命ずることができる。</p>	<p>第54条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号の<u>二</u>に 該当するときは、市長は、その売買の差止め又はせり直し若しくは再入札 を命ずることができる。</p>
<p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p>	<p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p>
<p>(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p>	<p>(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p>
<p>2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出入人が次の各号の<u>いずれか</u>に該 当するときは、市長は、その売買を差し止めることができる。</p>	<p>2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出入人が次の各号の<u>二</u>に該当す るときは、市長は、その売買を差し止めることができる。</p>
<p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。</p>	<p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。</p>
<p>(2) 買受代金の支払を怠ったとき。</p>	<p>(2) 買受代金の支払を怠ったとき。</p>
<p>(衛生上有害な物品の売買禁止等)</p>	<p>(衛生上有害な物品の売買禁止等)</p>
<p>第50条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努め</p>	<p>第55条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されされることがないよう努め</p>

改正後	改正前
るものとする。	るものとする。
2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。	2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。	3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。
(卸売予定数量等の報告)	(卸売予定数量等の報告)
第51条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、 <u>当日卸売をする</u> 物品について、 <u>売買取引の方法</u> ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。	第56条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、 <u>次に掲げる</u> 物品について、 <u>当該物品</u> ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。
(削除)	(1) <u>せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）</u>
(削除)	(2) <u>相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）</u>
(削除)	(3) <u>第42条第1項第1号ア、ウ及びエの許可並びに同項第2号イ及び第3号イの承認を受けて当日卸売をする物品</u>
(削除)	(4) <u>第45条第1項第2号及び第3号の承認を受けて当日卸売をする物品</u>
2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、 <u>当日卸売をした</u> 物品について、 <u>売買取引の方法</u> ごとに、品目ごとの卸売の数量及び主要な产地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。	2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、 <u>次に掲げる</u> 物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な产地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。
(削除)	(1) <u>せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）</u>
(削除)	(2) <u>相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）</u>
(削除)	(3) <u>第42条第1項第1号の許可並びに同項第2号イ及び第3号イの承認を受けて当日卸売をした物品</u>
(削除)	(4) <u>第45条第1項第2号及び第3号の承認を受けて当日卸売をした物品</u>
3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売	3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売

改正後	改正前
をした物品の市況並びに数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に100分の110（軽減対象資産にあっては、100分の108）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。	をした物品の市況並びに数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に100分の110（軽減対象資産にあっては、100分の108）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。
4 前項の規定は、仲卸業者について準用する。 (卸売業者による卸売予定数量等の公表)	4 前項の規定は、仲卸業者について準用する。 (卸売業者による卸売予定数量等の公表)
<u>第52条 卸売業者は、毎開場日、<u>当日卸売をする</u>物品について、<u>売買取引の方法</u>ごとに規則で定める時刻までに、主要な品目の数量及び主要な産地を<u>インターネットの利用</u>その他の適切な方法により公表しなければならない。</u>	<u>第57条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、<u>次に掲げる</u>物品について、<u>当該物品</u>ごとに規則で定める時刻までに、主要な品目の数量及び主要な産地を<u>卸売場の見やすい場所に掲示</u>しなければならない。</u>
(削除)	(1) <u>せり売又は入札の方法により当日卸売をする</u> 物品（第4号に掲げる物品を除く。）
(削除)	(2) <u>相対取引により当日卸売をする</u> 物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）
(削除)	(3) <u>第42条第1項第1号ア、ウ及びエの許可並びに同項第2号イ及び第3号イの承認を受けて当日卸売をする</u> 物品
(削除)	(4) <u>第45条第1項第2号及び第3号の承認を受けて当日卸売をする</u> 物品
2 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、 <u>当日卸売をした</u> 物品について、 <u>売買取引の方法</u> ごとに、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を <u>インターネットの利用</u> その他の適切な方法により公表しなければならない。	2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、 <u>次に掲げる</u> 物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。
(削除)	(1) <u>せり売又は入札の方法により当日卸売をした</u> 物品（第4号に掲げる物品を除く。）
(削除)	(2) <u>相対取引により当日卸売をした</u> 物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）
(削除)	(3) <u>第42条第1項第1号の許可並びに同項第2号イ及び第3号イの承認を受けて当日卸売をした</u> 物品
(削除)	(4) <u>第45条第1項第2号及び第3号の承認を受けて当日卸売をした</u> 物品 (新設)
3 卸売業者は、毎月25日までに、その月の前月の委託手数料の種類ごとの	

改正後	改正前
<p>受領額及び奨励金その他の販売代金以外の金銭(以下「奨励金等」という。)の種類ごとの交付額(第42条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>(開設者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第53条 市長は、卸売業者から<u>第51条第1項</u>の報告を受けたときは、<u>売買取引の方法ごとに</u>、速やかに主要な品目の数量及び主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格を<u>インターネットの利用</u>その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者から<u>第51条第2項</u>の報告を受けたときは、<u>売買取引の方法ごとに</u>、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を<u>インターネットの利用</u>その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(仲卸業者による販売の委託の引受け)</p> <p>第54条 第46条、第56条、第57条及び第59条の規定は、<u>仲卸業者が</u>、生鮮食料品等について販売の委託の引受けを行う場合について準用する。この場合において、<u>第56条第1項</u>中「卸売をしたとき」とあるのは「販売をしたとき」と、「当該卸売」とあるのは「当該販売」と、「せり売り若しくは入札」とあるのは「入札」と、「<u>第59条第1項</u>ただし書」とあるのは「<u>第54条</u>において読み替えて準用する<u>第59条第1項</u>ただし書」と、「卸売代金」とあるのは「販売代金」と、<u>第59条第1項</u>中「卸売をした」とあるのは「販売をした」と、同項及び同条第2項中「卸売代金」とあるのは「販売代金」と読み替えるものとする。</p> <p>(仲卸業者による卸売業者以外の者からの買入れ等に係る販売の届出)</p> <p>第55条 仲卸業者は、<u>生鮮食料品等</u>について、卸売業者以外の者から買入れて、又は販売の委託を引き受けて販売を行ったときは、規則で定めるところにより、毎月、当該販売を行った品目の前月の販売数量及び金額を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(開設者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第58条 市長は、卸売業者から<u>第56条第1項</u>の報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及び主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格を<u>市場内の見やすい場所に掲示</u>するものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者から<u>第56条第2項</u>の報告を受けたときは、<u>規則で定めるところにより</u>、<u>売買取引の方法ごとに</u>、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表するものとする。</p> <p>(仲卸業者の業務の規制)</p> <p>第52条 仲卸業者は、<u>市場内</u>において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。</p> <p>2 仲卸業者は、<u>市場内</u>において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって卸売業者から買入れることが困難なものを卸売業者以外の者から買入れて</p>

改正後	改正前
(削除)	<p>販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。</p>
(削除)	<p>(1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けていること。</p>
(削除)	<p>(2) 仲卸業者が、卸売業者と他の卸売市場において卸売の業務を行うとの間においてあらかじめ締結された集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買い入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、第42条第1項第2号イの承認を受けていること。</p> <p>(3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間において、あらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。</p> <p>イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出し、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(ア) 申請者の氏名又は名称</p> <p>(イ) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(ウ) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(エ) 買入れの対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(オ) 買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限</p>

改正後	改正前
(削除)	<p>(カ) 実施期間</p> <p>(キ) 新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓の内容</p> <p>(ク) 買入れをしなければならない理由</p> <p>ウ イの承認を受けた事項を変更しようとする場合にあっては、規則で定める変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けていること。</p>
(削除)	<p>3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>
(削除)	<p>4 市長は、第2項第1号の許可の可否の決定については、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき調査してするものとする。</p>
(削除)	<p>5 第2項第1号の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物品の全部を販売したときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p>
(削除)	<p>6 第2項第2号又は第3号の契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、規則で定めるところにより、毎月、当該買入れを行った品目の前月の販売の数量を市長に届け出なければならない。</p>
(仕切り及び送金)	<p>(仕切り及び送金)</p>
第56条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して規則で定める期日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の10（軽減対象資産にあっては、100分の8）に相当する金額及び当該合計額の100分の110（軽減対象資産にあっては、100分の108）に相当する金額（以下この条において「仕切金額」という。）（当該委託者の責めに帰すべき理由により第59条第1項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の10（軽減対象資産にあっては、100分の8）に相当する金額及び仕切金額）、控除すべき委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担	第59条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の10（軽減対象資産にあっては、100分の8）に相当する金額及び当該合計額の100分の110（軽減対象資産にあっては、100分の108）に相当する金額（以下この条において「仕切金額」という。）（当該委託者の責めに帰すべき理由により第64条第1項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の10（軽減対象資産にあっては、100分の8）に相当する金額及び仕切金額）、控除すべき第60条第1項に規定する委託手数料、当該卸売に

改正後	改正前
<p>となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに仕切金額から当該委託手数料及び当該費用の金額を差し引いた額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項で定める事項を正確に記載しなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、規則で定める方法により、売買仕切金の支払を行わなければならない。ただし、売買仕切金の支払方法について特約がある場合は、この限りでない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(仕切り及び送金に関する特約)</p>	<p>係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに仕切金額から当該委託手数料及び当該費用の金額を差し引いた額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項で定める事項を正確に記載しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
	(仕切り及び送金に関する特約)
<p>第57条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項に関する記録を市場内の自己の事務所に備え付けるとともに、市長の求めに応じ、当該記録（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を備え付けている場合は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を提出しなければならない。</p> <p>(1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (2) 特約の内容 (3) 支払方法</p> <p>(削除)</p>	<p>第59条の2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項に関する記録を市場内の自己の事務所に備え付けるとともに、市長の求めに応じ、当該記録（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を備え付けている場合は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を提出しなければならない。</p> <p>(1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (2) 特約の内容 (3) 支払方法 <u>(委託手数料の率)</u></p>
	<p>第60条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額は、せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に次項の規定により卸売業者が届け出た委託手数料の率を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>2 卸売業者は、委託手数料の率を定めるときは、規則で定めるところによ</p>

改正後	改正前
(削除)	<p>り、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 卸売業者は、前項の規定により届け出た委託手数料の率を卸売場又は市場内の自己の事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。</p>
	<p>第61条 削除 <u>(出荷奨励金の交付)</u></p>
	<p>第62条 卸売業者は、市場における取扱物品の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて出荷者に対し、出荷奨励金を交付することができる。</p>
	<p>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定める承認申請書を市長に提出しなければならない。</p>
	<p>3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性をそない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱物品の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。</p>
(買受代金の支払)	<p>(買受代金の即時支払義務)</p>
第58条 取引参加者は、規則で定める期日までに、売買取引の相手方から買 い受けた物品の代金（買い受けた額に100分の110（軽減対象資産にあって は、100分の108）を乗じて得た額とする。）を支払わなければならない。 ただし、買受代金の支払期日について特約がある場合は、この限りでない。	第63条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡し を受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払 猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買 い受けた物品の代金（買い受けた額に100分の110（軽減対象資産にあって は、100分の108）を乗じて得た額とする。）を支払わなければならない。
(削除)	<p>2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をでき るだけ早期に支払うよう努めなければならない。</p>
2 取引参加者は、規則で定める方法により、買受代金の支払を行わなけれ ばならない。ただし、買受代金の支払方法について特約がある場合は、こ の限りでない。	(新設)
3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約をしたときは、規則で	3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約をしたときは、規則で

改正後	改正前
定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。	定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
(1) 届出者の名称 (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (3) 特約の内容 (4) 支払方法	(1) 届出者の名称 (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (3) 特約の内容 (4) 支払方法
4 前項の届出をした事項を変更しようとするときは、規則で定める変更届出書を市長に提出しなければならない。	4 前項の届出をした事項を変更しようとするときは、規則で定める変更届出書を市長に提出しなければならない。
5 市長は、前2項の届出が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。 (1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。 (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。 (卸売代金の変更の禁止)	5 市長は、前2項の届出が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。 (1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。 (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。 (卸売代金の変更の禁止)
<u>第59条</u> 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。	<u>第64条</u> 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。
2 卸売業者は、受託物品について卸売代金の変更をした場合は、前項ただし書の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。	2 卸売業者は、受託物品について卸売代金の変更をした場合は、前項ただし書の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。 <u>(完納奨励金の交付)</u>
(削除)	<u>第65条</u> 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対し、完納奨励金を交付することができる。
	2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定める承認申請書を市長に提出しなければならない。 3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完

改正後	改正前
	<u>納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性をそない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。</u>
第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法	第3章の2 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法
第60条 市長は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、次に掲げる事項を規則で定めるものとする。	第65条の2 市長は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、次に掲げる事項を規則で定めるものとする。
(1) 施設の取扱品目 (2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項 (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項 (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項	(1) 施設の取扱品目 (2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項 (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項 (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項
2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。	2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。
第5章 市場施設の使用 (市場施設の指定等)	第4章 市場施設の使用 (施設の使用指定等)
第61条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。	第66条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。
2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者の団体その他前項に規定する者以外のものに対しても市場施設の使用を許可することができる。	2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者の団体その他前項に規定する者以外のものに対しても市場施設の使用を許可することができる。
3 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。 (転貸等の禁止)	3 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。 (転貸等の禁止)
第62条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に使用さ	第67条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に使用さ

改正後	改正前
<p>せてはならない。</p> <p>2 使用者は、市場施設をその本来の用途以外の用途に使用してはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>せてはならない。</p> <p>2 使用者は、市場施設をその本来の用途以外の用途に使用してはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>
<p>(原状変更の禁止)</p> <p><u>第63条</u> 使用者は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、特に市長が許可した場合は、この限りでない。</p>	<p>(原状変更の禁止)</p> <p><u>第68条</u> 使用者は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、特に市長が許可した場合は、この限りでない。</p>
<p>2 使用者が前項ただし書の規定により市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。</p> <p>(返還)</p> <p><u>第64条</u> 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(許可の取消し等)</p>	<p>2 使用者が前項ただし書の規定により市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。</p> <p>(返還)</p> <p><u>第69条</u> 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(許可の取消し等)</p>
<p><u>第65条</u> 市長は、次の各号の<u>いづれか</u>に該当するときは、使用者に対し、その指定又は許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 業務の監督、災害の予防、衛生の確保その他市場秩序の保持又は公共の利益の保全のため特に必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 市場施設の指定又は許可の当時と著しく事情が変更し、その使用が不必要又は不適当と認められるとき。</p> <p>(3) その他市場の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>(補修命令)</p>	<p><u>第70条</u> 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対し、その指定又は許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 業務の監督、災害の予防、衛生の確保その他市場秩序の保持又は公共の利益の保全のため特に必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 市場施設の指定又は許可の当時と著しく事情が変更し、その使用が不必要又は不適當と認められるとき。</p> <p>(3) その他市場の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>(補修命令)</p>
<u>第66条</u> 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又はき損した者に対し	<u>第71条</u> 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又はき損した者に対し

改正後	改正前
<p>その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。 (使用料等)</p>	<p>その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。 (使用料等)</p>
<p><u>第67条</u> 市場使用料は、月単位で納入するものとし、その額は、<u>別表の金額</u>に100分の110を乗じて得た額（土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料にあっては、同表の金額）の範囲内において規則で定める。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p><u>第72条</u> 市場使用料は、月単位で納入するものとし、その額は、<u>別表第5</u>の金額に100分の110を乗じて得た額（土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料にあっては、同表の金額）の範囲内において規則で定める。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>2 市場において使用する電力、電話、ガス、水道、暖房、冷房等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。</p>	<p>2 市場において使用する電力、電話、ガス、水道、暖房、冷房等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。</p>
<p>3 <u>第62条第2項</u>ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、市長は、使用者に本来の用途の施設使用料に相当する額を納付させることができる。</p>	<p>3 <u>第67条第2項</u>ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、市長は、使用者に本来の用途の施設使用料に相当する額を納付させることができる。</p>
<p>4 使用料については、使用期間が1月に満たない場合は、日割計算による。</p>	<p>4 使用料については、使用期間が1月に満たない場合は、日割計算による。</p>
<p>5 使用者は、指定又は許可を受けた施設を使用しない場合であっても使用料を納付しなければならない。</p>	<p>5 使用者は、指定又は許可を受けた施設を使用しない場合であっても使用料を納付しなければならない。</p>
<p>6 使用料の納入の方法は、規則で定める。 (使用料の減免)</p>	<p>6 使用料の納入の方法は、規則で定める。 (使用料の減免)</p>
<p><u>第68条</u> 市長は、次の各号の<u>いづれか</u>に該当するときは、使用料を減免することができる。</p>	<p><u>第73条</u> 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、使用料を減免することができる。</p>
<p>(1) 使用者の責めに帰すことができない理由によって市場施設を使用できないことが3日以上にわたったとき。</p>	<p>(1) 使用者の責めに帰すことができない理由によって市場施設を使用できないことが3日以上にわたったとき。</p>
<p>(2) <u>第65条</u>の規定により使用停止3日以上にわたったとき。</p>	<p>(2) <u>第70条</u>の規定により使用停止3日以上にわたったとき。</p>
<p>(3) 使用者が国又は公共団体であるとき、又は市長が特別の理由があると認めるとき。</p>	<p>(3) 使用者が国又は公共団体であるとき、又は市長が特別の理由があると認めるとき。</p>
<p><u>第6章 監督</u> (報告及び検査)</p>	<p><u>第5章 監督</u> (報告及び検査)</p>
<p><u>第69条</u> 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があ</p>	<p><u>第74条</u> 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があ</p>

改正後	改正前
<p>ると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、指定又は許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(改善措置命令)</p> <p><u>第70条</u> 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>2 市長は、<u>卸売業者</u>の財産の状況が、次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における<u>卸売</u>の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、<u>卸売業者</u>に対し、<u>当該卸売業者</u>の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定</p>	<p>ると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、指定又は許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(改善措置命令)</p> <p><u>第75条</u> 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、<u>第60条第2項の規定</u>により卸売業者が届け出た委託手数料の率が委託者に対して不当な差別的取扱いをするものであること、公正かつ適正な取引を損なうものであること、卸売業者の財務の健全性を損なうものであること等のため、<u>生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるとき</u>、<u>その他不適切であると認めるときは</u>、卸売業者に委託手数料の率の変更を命ずることができる。</p> <p>3 市長は、<u>仲卸業者</u>の財産の状況が、次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における<u>仲卸</u>の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、<u>仲卸業者</u>に対し、<u>当該仲卸業者</u>の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定</p>

改正後	改正前
<p>める率を下回ったとき。</p> <p>(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。</p> <p>(3) 前2号に規定するものほか、<u>卸売業者</u>の財産の状況が規則で定める場合に該当することとなったとき。</p> <p>3 前2項の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、「<u>卸売の</u>」とあるのは「<u>仲卸しの</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>める率を下回ったとき。</p> <p>(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。</p> <p>(3) 前2号に規定するものほか、<u>仲卸業者</u>の財産の状況が規則で定める場合に該当することとなったとき。</p>
<p>4 第1項の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、「<u>市場における卸売の業務</u>」とあるのは「<u>市場の関連事業者の業務</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(監督処分)</p>	<p>4 市長は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>5 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(監督処分)</p>
<p>第71条 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、<u>50,000円</u>以下の過料を科し、<u>第7条第1項の許可を取り消し</u>、又は6月以内の期間を定めて、その卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段で許可又は承認を受ける等により業務に関する不正の行為があったとき。</p> <p>(2) 暴力を用いる等により市場の業務又は市場内において他人の業務を妨害したとき。</p> <p>(3) 使用料その他この条例又はこの条例に基づく規則による本市に対する納付金を納付しないとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p>	<p>第76条 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、<u>100,000円</u>以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めて、その卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段で許可又は承認を受ける等により業務に関する不正の行為があったとき。</p> <p>(2) 暴力を用いる等により市場の業務又は市場内において他人の業務を妨害したとき。</p> <p>(3) 使用料その他この条例又はこの条例に基づく規則による本市に対する納付金を納付しないとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p>
<p>2 市長は、仲卸業者が前項各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、<u>50,000円</u>以下の過料を科し、<u>第23条第1項の許可を取り消し</u>、又は6月以内の期間を定めて、その<u>仲卸し</u>の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p>	<p>2 市長は、仲卸業者が前項各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、<u>100,000円</u>以下の過料を科し、<u>第19条第1項の許可を取り消し</u>、又は6月以内の期間を定めて、その<u>仲卸</u>の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p>

改正後	改正前
3 市長は、売買参加者が第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、 <u>50,000円</u> 以下の過料を科し、 <u>又は1年</u> 以内の期間を定めて、市場への入場の停止を命ずることができる。	3 市長は、売買参加者が第1項各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、 <u>100,000円</u> 以下の過料を科し、 <u>第27条第1項の承認を取り消し、又は6月</u> 以内の期間を定めて、市場への入場の停止を命ずることができる。
4 市長は、関連事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、 <u>第32条第1項</u> の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	4 市長は、関連事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、 <u>第30条第1項</u> の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
5 市長は、買出入 <u>又は出荷</u> 者が第1項第2号又は第4号に該当するときは、市場への入場を停止することができる。	5 市長は、買出入が第1項各号のいずれかに該当するときは、市場への入場を停止することができる。
(6) 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>1年</u> 以内の期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。	(6) 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>第12条第1項の登録</u> を取り消し、 <u>又は6月</u> 以内の期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。
(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。 (2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。	(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。 (2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。
(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を收受したとき。 (4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。	(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を收受したとき。 (4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。
7 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、10,000円以下の過料を科し、 <u>第61条第1項の指定</u> 又は同条第2項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。	7 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、10,000円以下の過料を科し、 <u>第66条第1項の指定</u> 又は同条第2項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。

改正後	改正前
(2) 市場施設の使用につき指定又は許可をした目的若しくは条件に違反し、又はその指定若しくは許可をした目的の達成が著しく困難と認められるに至ったとき。	(2) 市場施設の使用につき指定又は許可をした目的若しくは条件に違反し、又はその指定若しくは許可をした目的の達成が著しく困難と認められるに至ったとき。
(3) 故意又は重大な過失によって市場施設を滅失又はき損したとき。	(3) 故意又は重大な過失によって市場施設を滅失又はき損したとき。
(4) 使用料その他この条例又はこの条例に基づく規則による本市に対する納付金を納付しないとき。	(4) 使用料その他この条例又はこの条例に基づく規則による本市に対する納付金を納付しないとき。
(5) 前各号のほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。	(5) 前各号のほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
8 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて、入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。	8 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて、入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。
第7章 市場開設運営協議会 (協議会の設置)	第6章 市場開設運営協議会 (協議会の設置)
<u>第72条</u> 市長は、市場の開設並びに円滑な管理及び運営を図るため、川崎市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 (所掌事務)	<u>第77条</u> 法第13条第1項の規定に基づき、川崎市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 (所掌事務)
<u>第73条</u> 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 市場の開設に関すること。 (2) 市場施設の整備に関すること。 (3) 市場の業務の運営に関すること。 (4) その他必要な事項に関すること。 (組織及び委員の任期)	<u>第78条</u> 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 市場の開設に関すること。 (2) 市場施設の整備に関すること。 (3) 市場の業務の運営に関すること。 (4) その他必要な事項に関すること。 (組織及び委員の任期)
<u>第74条</u> 協議会は、委員20人以内をもって組織する。 2 委員は、生鮮食料品等の生産、流通及び消費について学識経験を有する	<u>第79条</u> 協議会は、委員20人以内をもって組織する。 2 委員は、生鮮食料品等の生産、流通及び消費について学識経験を有する

改正後	改正前
<p>者のうちから、市長が委嘱する。</p>	<p>者のうちから、市長が委嘱する。</p>
<p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>4 委員は、再任されることができる。</p>	<p>4 委員は、再任されることができる。</p>
<p>5 市長は、協議会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。</p>	<p>5 市長は、協議会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。</p>
<p>6 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>	<p>6 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>
<p>7 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。 (委任)</p>	<p>7 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。 (委任)</p>
<p><u>第75条</u> 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p><u>第80条</u> 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p><u>第8章 雜則</u></p>	<p><u>第7章 雜則</u></p>
<p>(卸売の業務の代行)</p>	<p>(卸売業務の代行)</p>
<p><u>第76条</u> 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。</p>	<p><u>第81条</u> 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行なうことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行なわせるものとする。</p>
<p>2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいないか、又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行ふものとする。</p>	<p>2 市長は、前項の卸売の業務を行なわせる卸売業者がいないか、又は他の卸売業者に行なわせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行なうものとする。</p>
<p>3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合又は不明な場合について準用する。</p>	<p>3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合又は不明な場合について準用する。</p>
<p>(無許可営業の禁止)</p>	<p>(無許可営業の禁止)</p>
<p><u>第77条</u> 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。</p>	<p><u>第82条</u> 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。</p> <p>(市場への出入等に対する指示)</p> <p><u>第78条</u> 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。</p> <p>(市場秩序の保持等)</p> <p><u>第79条</u> 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。</p> <p>2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。</p> <p>(災害時における生鮮食料品等の確保)</p> <p><u>第80条</u> 市長は、災害が発生した際、生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる。</p> <p>(許可等の制限又は条件)</p> <p><u>第81条</u> この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。</p> <p>2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課すこととなるものでなければならぬ。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第82条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p>	<p>2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。</p> <p>(市場への出入等に対する指示)</p> <p><u>第83条</u> 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。</p> <p>(市場秩序の保持等)</p> <p><u>第84条</u> 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行なってはならない。</p> <p>2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。</p> <p>(災害時における生鮮食料品等の確保)</p> <p><u>第85条</u> 市長は、災害が発生した際、生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる。</p> <p>(許可等の制限又は条件)</p> <p><u>第86条</u> この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。</p> <p>2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとなるものでなければならぬ。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第87条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

改正後	改正前
1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。 (川崎市中央卸売市場業務条例の一部改正に伴う経過措置)	(新設)
2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「旧卸売市場法」という。）第15条第1項の規定による許可を受けて川崎市中央卸売市場の卸売業者となってい る者は、第1条の規定による改正後の川崎市中央卸売市場業務条例（以下「新中央卸売市場業務条例」という。）第7条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。	
3 市長は、新中央卸売市場業務条例第7条第1項の規定による許可の申請があった場合において、申請者又は申請者の業務を執行する役員がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき、又は申請者の業務を執行する役員が施行日前に旧卸売市場法の規定により解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その处分の日から起算して3年を経過しないものであるときは、新中央卸売市場業務条例第7条第4項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。	
4 市長は、新中央卸売市場業務条例第23条第1項又は第32条第1項の規定による許可（同項の規定による許可にあっては、同項第1号に係るものに限る。）の申請があった場合において、申請者（申請者が法人である場合にあっては、申請者の業務を執行する役員を含む。）が施行日前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるときは、新中央卸売市場業務条例第23条第4項又は第33条第1項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。	
5 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の川崎市中央卸売市	

改正後	改正前
<p>場業務条例第27条第1項の規定による承認を受けて川崎市中央卸売市場の売買参加者となっている者は、新中央卸売市場業務条例第31条の規定による届出をしたものとみなす。</p> <p>(川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正に伴う経過措置)</p>	
<p>6 この条例の施行の際現に旧卸売市場法第58条第1項の規定による許可を受けて川崎市地方卸売市場の卸売業者となっている者は、第2条の規定による改正後の川崎市地方卸売市場業務条例（以下「新地方卸売市場業務条例」という。）第10条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。</p>	
<p>7 市長は、新地方卸売市場業務条例第1条第1項の規定による許可の申請があった場合において、申請者又は申請者の業務を執行する役員が施行日前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき、又は申請者の業務を執行する役員が施行日前に旧卸売市場法の規定により解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その处分の日から起算して3年を経過しないものであるときは、新地方卸売市場業務条例第10条第4項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。</p>	
<p>8 市長は、新地方卸売市場業務条例第24条第1項又は第33条第1項の規定による許可（同項の規定による許可にあっては、同項第1号に係るものに限る。）の申請があった場合において、申請者（申請者が法人である場合にあっては、申請者の業務を執行する役員を含む。）が施行日前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるときは、新地方卸売市場業務条例第24条第4項又は第34条第1項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。</p>	
<p>9 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の川崎市地方卸売市場業務条例第23条第1項の規定による承認を受けて川崎市地方卸売市場の売買参加者となっている者は、新地方卸売市場業務条例第32条の規定によ</p>	

改正後	改正前								
<p><u>る届出をしたものとみなす。</u></p> <p>(川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>10 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成31年川崎市条例第6号）の一部を次のように改める。</p> <p>第1条のうち第51条第4項の改正規定中「第51条第4項」を「第48条第4項」に改める。</p> <p>(川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>11 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成31年川崎市条例第7号）の一部を次のように改める。</p> <p>第2条のうち第46条第4項の改正規定中「第46条第4項」を「第49条第4項」に改める。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>									
	別表第1（第38条関係）								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部類</th><th style="text-align: center;">品目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">水産物部</td><td>まぐろ・かじき類（規則で定めるものを除く。）、活魚（天然物に限る。）</td></tr> </tbody> </table>	部類	品目	水産物部	まぐろ・かじき類（規則で定めるものを除く。）、活魚（天然物に限る。）				
部類	品目								
水産物部	まぐろ・かじき類（規則で定めるものを除く。）、活魚（天然物に限る。）								
	別表第2（第38条関係）								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部類</th><th style="text-align: center;">品目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">青果部</td><td>川崎市内又は横浜市内で生産された野菜及び果実のうち個撰(せん)物</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">花き部</td><td>川崎市内又は横浜市内で生産された花き</td></tr> </tbody> </table>	部類	品目	青果部	川崎市内又は横浜市内で生産された野菜及び果実のうち個撰(せん)物	花き部	川崎市内又は横浜市内で生産された花き		
部類	品目								
青果部	川崎市内又は横浜市内で生産された野菜及び果実のうち個撰(せん)物								
花き部	川崎市内又は横浜市内で生産された花き								
	別表第3（第38条関係）								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部類</th><th style="text-align: center;">品目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">青果部</td><td>別表第2に掲げる品目以外の品目</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">水産物部</td><td>別表第1に掲げる品目以外の品目</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">花き部</td><td>別表第2に掲げる品目以外の品目</td></tr> </tbody> </table>	部類	品目	青果部	別表第2に掲げる品目以外の品目	水産物部	別表第1に掲げる品目以外の品目	花き部	別表第2に掲げる品目以外の品目
部類	品目								
青果部	別表第2に掲げる品目以外の品目								
水産物部	別表第1に掲げる品目以外の品目								
花き部	別表第2に掲げる品目以外の品目								
	別表第4（第45条関係）								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"></th><th style="text-align: center;">品目</th></tr> </thead> </table>		品目						
	品目								

改正後	改正前	
	1 かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品	
	2 かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ及びキウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品	
	3 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品（湯煮し、又は焼干ししたものを除く。）	
	4 加工食料品（前3項に掲げる加工食料品を除く。）	
	5 花きのうち種苗、花木、鉢植えのもの、枝物（花又は紅葉し、若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。）及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの	
	6 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引をすることが可能なものの（前各項に掲げるものを除く。）であって、市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして規則で定めるもの	

別表（第67条関係）

（月額）

種別	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額に 110 分の 100（軽減対象資産の卸売にあっては、108 分の 100）を乗じて得た額の 1,000 分の 6
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第 55 条により届け出た場合は、その買入物品及び受託物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）に 110 分の 100（軽減対象資産にあっては、108 分の 100）を乗じて得た額の 1,000 分の 6

別表第5（第72条関係）

（月額）

種別	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額に 110 分の 100（軽減対象資産の卸売にあっては、108 分の 100）を乗じて得た額の 1,000 分の 6
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第 52 条第 2 項第 1 号の許可を受けた場合、同項第 2 号の要件を満たしている場合及び同項第 3 号の承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）に 110 分の 100（軽減対象資産にあっては、108 分の 100）を乗じて得た額の 1,000 分の 6

改正後			改正前		
関連事業者市場使用料	第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮食料品等の販売をするものについては、その販売金額に110分の100（軽減対象資産にあっては、108分の100）を乗じて得た額の1,000分の6		関連事業者市場使用料	第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮食料品等の販売をするものについては、その販売金額に110分の100（軽減対象資産にあっては、108分の100）を乗じて得た額の1,000分の6	
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき	500円	卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき	500円
卸売業者低温売場使用料		1,110円	卸売業者低温売場使用料		1,110円
仲卸業者売場使用料		2,300円	仲卸業者売場使用料		2,300円
関連事業者店舗使用料		2,500円	関連事業者店舗使用料		2,500円
事務所使用料		2,000円	事務所使用料		2,000円
倉庫使用料		2,000円	倉庫使用料		2,000円
土地使用料	1平方メートルにつき	400円	土地使用料	1平方メートルにつき	400円
買荷保管所使用料		1,900円	買荷保管所使用料		1,900円
冷蔵施設使用料		2,500円	冷蔵施設使用料		2,500円
保冷施設使用料		2,700円	保冷施設使用料		2,700円
製氷施設使用料	建物280平方メートル及び機械一式	833,680円	製氷施設使用料	建物280平方メートル及び機械一式	833,680円
指定駐車場使用料	1平方メートルにつき	400円	指定駐車場使用料	1平方メートルにつき	400円